

# 犯罪・活動写真・探偵小説

——ジゴマ騒動と犯罪フィクションをめぐる言説の再配置——

井 川 理

## 一・本稿の課題

レオン・サジールの犯罪小説『ジゴマ』は、一九〇九年一月から一九一〇年六月までフランスの小新聞『ル・マタイン』に掲載された新聞連載小説であり、連載終了翌年の一九一一年にエクレール社からヴィクトラン・ジャッセ監督により映画化された。ジャッセは、アメリカ人探偵ニック・カーターのシリーズ（一九〇八—一九一〇）やガストン・ルルー原作の『バラオー』（一九一三）、日本でも人気を博した女賊物の『プロテア』（一九一三、製作中に死去）を創案したことも知られる犯罪物の連続映画の第一人者であり、『ジゴマ』の続編である『名探偵ボーリンの殉職とニック・カー

ターの復讐』（一九二二）、『探偵の勝利』（一九二三）の監督も務めている。

『ジゴマ』は悪漢とそれを追う探偵とのチェイスを軸とする犯罪活劇であり、映画史的にも連続映画の嚆矢とされる作品であったが、同作は特に日本で大衆的な人気を博したことが知られている。当初興行側の期待値は低かったようだが、『ジゴマ』は一九一一年一月一日に浅草金龍館で封切られると「甘い砂糖の一片に群がる蟻の様に」（『東京朝日新聞』「朝」一九二二・一〇・五）観客が詰めかけたと評されるほどの熱狂を巻き起こしていく。また、この機に乗じて『ジゴマ』の輸入元であった福宝堂は矢継ぎ早にその続編や『悪魔バトラ』『ソニヤ』等の犯罪映画を輸入

し、他方で吉澤商店やエム・パター商会等の競合他社は『日本ジゴマ』『新ジゴマ大探偵』などの日本を舞台とした「和製ジゴマ」と称される類似作品を製作したため<sup>2</sup>、同時期には多数のジゴマ映画が氾濫することになる。その後、この映画群は地方巡業を通じて全国に波及し、さらにはそのノベライズ版が複数の著者・出版社から刊行されるなど、『ジゴマ』はメディア横断的な流行現象へと発展していった<sup>3</sup>。しかし、こうした流行の拡大に伴い、悪漢の跳梁を描く『ジゴマ』は次第に青少年への悪影響が問題視されるようになり、公開から約一年後の一九二二年一月二〇日に上映禁止となってしまうのである。

なお、こうした『ジゴマ』をめぐる動向は、同年七月の明治天皇崩御を経て大正へと至る時代の転換期と重なっており、また日本の探偵小説史においては、一八九〇年前後の黒岩涙香による翻訳・翻案物や探偵実話の流行が下火となり、その後一九二〇年に『新青年』が創刊されるまでの停滞期にあたっていた。従来のジャンル史研究ではこれらの『ジゴマ』をめぐるブームはあくまで映画が中心であったためあまり重視されてこなかったが、例えば蔵本博史はそれがフィクションの都市犯罪を受容するモードを形成した点でその後の「創作探偵小説が受け入れられる際の契機

として」「大きな役割を果たした」と指摘しており<sup>4</sup>、また永井良和も「かつて『ジゴマごっこ』に興じた世代が、長じて探偵小説に親しんだのであろう」と述べるように<sup>5</sup>、それ以降の日本の創作探偵小説の重要な起点のひとつとなつたと考えられる。

例えば、中学時代の『ジゴマ』観劇が映画の原体験となつた江戸川乱歩は「我々の探偵趣味は、実は嘗つての『ジゴマ』『ファントマ』『プロテア』などに影響された点が多い」（『探偵映画其他』、『映画時代』、一九二六・二）と述べており、その明智物や少年物などの創作に与えた影響もつとに指摘されている。また、乱歩の八歳年少であった横溝正史も「あの有名な『ジゴマ』の前篇を私は見ていないのだが、その後篇を見て探偵小説好きの私が血を湧かせたのも小学生時代であつた」（『金田一耕助のために慟哭す』、『パラエティ』、一九七八・五）と述べており、さらにはルパン物の翻訳者として知られる保篠龍緒も『ジゴマ』、『ファントマ』、『名金』等の犯罪映画を挙げつつ「私が探偵小説に興味を感じてルパン物などを訳したりし出したのは、恐らく是等映画の影響が與つて力あつたのだと思つてゐる」（『名金の頃』、『日本映画』、一九三九・九）と回顧している。こうした『新青年』関連作家・翻訳家の証言からは、『ジゴ

マ」がその後のジャンルの読者層を形成しただけでなく、その送り手の想像力の醸成にも多大な影響を及ぼしたことがわかるだろう。

このように、『ジゴマ』をめぐるブームは、一九二〇年代以降の都市化・大衆化と併行した探偵小説ジャンルの確立に多様な側面で寄与したと考えられるが、それと同時に明治初期には「勸善懲悪」の原則を一般に広めるのに貢献<sup>7</sup>するものとして政府に奨励された犯罪を描くフィクションが、現実の犯罪の誘因として批判の対象へと転換する契機となった点でも重要な意味を持つ。なぜなら、流行時にジャーナリズムで出来した『ジゴマ』に対する批判は、その後多様な言説を横断する形で反復・蓄積され、一九二〇—三〇年代に前景化する探偵小説有害論ともいえるべき言説の素地を形成していったと考えられるからである<sup>8</sup>。アーロン・ジェローは、『ジゴマ』の社会問題化をめぐる言説実践を通じて映画が従来の見世物のカテゴリーから外れ独自の価値を持つメディアとして認識されていたことを指摘しているが<sup>9</sup>、それはまた映画・小説等の犯罪を描いた大衆文化テクストの社会的価値をめぐる認識転換の契機ともなっていたのである。

そこで、本稿ではまず一九一〇年代における『ジゴマ』

の上映・興業禁止に至る経緯と犯罪報道を中心とするジャーナリズムにおける批判言説を素描する。次に、不良少年に関する少年犯罪・教育学等の言説を主な対象として、その批判の反復・定着の過程を検討する。さらに、その批判が次第に映画から小説へと転化され、一九二〇年代以降の探偵小説に対する批判へと援用されていく経過を示す。これらの検討を通じて、犯罪を描いたフィクションの社会的価値をめぐる言説の変遷を跡付けることが本稿の目的である。

## 二 『ジゴマ』の上映禁止と犯罪報道への伝播

映画版の『ジゴマ』は、あるお針子の誘拐を発端として犯罪を重ねるパリの犯罪集団Z組の首領ジゴマとそれを追う探偵ポーラン及びその死後に探偵役を引き継ぐアメリカ人探偵のニック・カーターとのチェイスを主体とし、双方の変装に次ぐ変装と、パリ市街のみならずアルプスの山岳地帯、河川、海浜地域、阿片窟など目まぐるしいロケーションの変転が眼目となる犯罪活劇であった。なお、この原作には無いポーランからカーターへという探偵の交代劇は、映画版の脚色に不満を持った原作者のサジーとジャッセと

の関係悪化に端を発していたというが<sup>10</sup>、この逸話にも象徴されるように物語の中心的存在は悪漢のジゴマの方であり、そこでの探偵はあくまでもジゴマに翻弄される入れ替え可能な存在にすぎなかった。

こうした『ジゴマ』の悪漢が中心化された構図は、当時の子供達の間で流行した「ジゴマごっこ」にも投影されていたようで、例えば自身の幼少期の浅草体験を描いた堀辰雄の『手のつけられない子供』（『文學時代』、一九三〇・二）には、以下のような記述がみられる。

丁度その頃、浅草に『ジゴマ』といふ活動写真が流行してゐました。／＼ジゴマの大胆不敵な悪漢ぶりは僕らをも非常に感動させました。「ジゴマごっこ」といふ一種の遊戯が僕らの間に流行しだしたのは、それから間もなくのことでした。／＼それは、僕らの中のもつとも強いものがジゴマに選ばれ、それから次に強いものがニツク・カーター探偵になり、その他のものは三人がジゴマの乾分に廻される外、全部ニツク探偵の部下になつて、ジゴマを捕縛するために大活動をするといふ遊戯でした<sup>11</sup>。

ここには、ジゴマを頂点として、探偵のニツク・カーター、ジゴマの子分が続き、最も下位にカーターの部下が位置するという「ジゴマごっこ」の配役の序列が述べられている。堀は一九〇四年生まれであったため、この記述には当時の遊戯の様子が相当程度反映されていたと思われるが、ここに示された序列からは、先に述べたジゴマが中心化される構図とともに、島村輝が指摘する「悪漢がヒーローとなる「ピカレスク」の原理」が読み取れるだろう<sup>12</sup>。しかし、テキストにはこの「もつとも強い」ジゴマ役には選ばれた少年がその後「掏摸」を行うようになってしまふという逸話が描かれてもいた。すなわち、ここには「ジゴマごっこ」という「遊戯」を推し進めた結果、「遊戯の中で一番危険な、そして一番面白い遊戯」である現実の犯罪へとつながってしまう回路が表象されてもいたのである。このことは、あくまでもここに描かれる悪漢の「ヒーロー」への転換がフィクショナルな表象であり、現実には利他的にしか達成されえないものであったことが示されてもいたといえるだろう。

なお、こうした『ジゴマ』と現実の犯罪を地続きのものとして捉える認識は、同時期に高まる『ジゴマ』の社会問題化のプロセスで醸成されていったといえるが、その重要

な契機となったのは『東京朝日新聞』に連載された「ジゴマ(一)〜(八)」「朝」一九二二・一〇・五―一二)であろう。同記事の各回の副題を列挙してみれば、「ジゴマとは何ぞや」、「活動写真の罪悪」、「映画の取捨選択<sup>フキルム</sup>」、「刺激の強烈な物」、「科学応用の犯罪」、「神出鬼没の悪漢」、「悪人崇拜の傾向」、「悪感化と悪影響」となる。これらの副題に示されるように、同記事は『ジゴマ』流行の概要説明から始まり、人々の模倣の欲望を喚起するその「犯罪鼓吹的」な物語内容が批判され上映禁止が提言されるとともに、最後にはそれが映画館の劣悪な環境や映像の過剰な刺激といった映画全体に対する批判へと敷衍されるという構成・内容を有する<sup>13</sup>。なお、この後者の論点は同紙に掲載された「活動写真と児童(一)〜(一〇)」「東京朝日新聞」

「朝」一九二二・二・六―二〇)で既出の内容でもあったが、そのことを考え併せれば、この「ジゴマ」の記事の主眼は、柴田希の指摘するように必ずしも『ジゴマ』のみに対する批判ではなく「活動写真への言い知れぬ不安を、『ジゴマ』という端的な例を挙げて伝える」ことにあったともいえるだろう<sup>14</sup>。

しかし、同記事連載中の一九二二年一〇月九日には、警視庁から「犯罪の手段方法を誘発助成するの嫌ある」とい

う理由で『ジゴマ』とそれに類する映画の上映禁止が発表され、まさに記事で提起された論点を警察側が追認するような事態となってしまう。それゆえに、この出来事を境として、同時期の犯罪報道を中心とするジャーナリズム上では『ジゴマ』という特定の文化テキストに対する批判的言及が増加していくことになるのである。

① 『読売新聞』「朝」一九二二・四・二七

(見) 戦慄す可き犯罪／杉並村殺人強盗の半生／宛然チゴマ

(本) 其行動の残忍にして敏捷なる宛もフランスの探偵小説「チゴマ」を見るやうなり

② 『中外商業』「朝」一九二二・一〇・五

(見) 犯罪少年「ジゴマの新」逮捕

(本) 前科一犯の藤谷新一(十七)は、活動写真の悪感化を受け、自らジゴマの新と称し「……」

③ 『東京朝日新聞』「朝」一九二二・一一・三〇

(見) ジゴマを見て強盗

(本) 福宝館にて西洋ジゴマの活動写真を見物せし以来性質一転し翌日自家の売溜金五円を窃取逃走し

④ 『時事新報』「朝」一九二二・一二・二五

(見) 山梨から上京のジゴマ少年が自転車泥棒

(本) 浅草公園の大勝館にて「ジゴマ」の活動写真を見物したるに「……」附近の稲荷堂等を根城として子供を集め、ジゴマの真似をなしたる挙句「……」

⑤『山陽新報』「朝」一九一三・一・一〇

(見) 警察を愚弄するジゴマ式曲者／神出鬼没疾き事風の如し

映画の上映禁止以前には、犯罪報道における「ジゴマ」の言及例は少なく、言及される場合でもここに引用した①⑤の用例にみられるように、その加害者や犯行の凶悪性・巧妙性の形容に留まるものであった。しかし、それ以降には、この形容詞的用法に加え②③④のような『ジゴマ』を観たことから犯罪を起こしたという誘発要因としての言及が増加していくことになるのである。なお、こうした推移については、『ジゴマ』関連報道の綿密な調査を行った藤井茂夫が「上映禁止の処分が発令される以前に、ジゴマと現実の犯罪が結びつく記事は全く見当たらない」として「ジゴマ冤罪」を主張する一方で<sup>15</sup>、永嶺重敏は「他の活動写真と似た程度の」犯罪誘発効果があったと異論を述べている<sup>16</sup>。しかしながら、こうした同時期の『ジゴマ』に言及

する報道の増加という事象で注目すべきは、これらの先行論で指摘される実際の犯罪誘発性の有無ではなく、このことを通じて犯罪を描くフィクションと現実の犯罪を因果関係で結び付ける解釈の枠組みが確立したことの方であったといえるだろう。おそらく、こうした犯行動機としての『ジゴマ』の前景化とは、メディアの側に即してみれば、実際の犯行や動機の凡庸さを隠蔽し、事件のスキャンダラスな側面を強調する意図から行われていたと考えられる。しかし、こうしたセンチシヨナリズムに起因していたはずの『ジゴマ』への批判的言及は、その量的な増加により、フィクションを現実の犯罪の誘発要因とみなす言説パターンが一般化する契機ともなっていくのである。

ただし、同時期にはこうした『ジゴマ』に感化された犯罪の報道自体の犯罪誘発性を指摘する言説があったことも確認しておきたい。例えば京都地方裁判所判事の横山鑛太郎「少年犯罪伝播の実例」(『法曹記事』、一九一六・六)では、徳島で起こった少年の放火・詐欺・脅迫事件の報道が引き金となり同地で頻発した不良少年の脅迫事件の事例を多く挙げ、「犯罪の方法手段」や「事件を大袈裟に記載する」「新聞のジゴマ記事」が「世人におよぼす悪感化」を問題視している。また、大阪控訴院長の谷田三郎「犯罪模倣

性と新聞紙」（『日本警察新聞』、一九二一・一二・一）も『ジゴマ』事件を例に挙げて新聞の犯罪報道が「犯罪的傾向を有った者の模倣性を喚起」「一番勢力」を持った「媒介交通機関」となる点を批判している。なお、警察講習所教授を務めていた郷津茂樹によれば、こうした論調の高まりから「当時新聞紙に『ジゴマ』類似の犯罪の内容を記載することを、禁止せられたことがあった」という（『不良少年になるまで』、巖松堂書店、一九二二・六）。こうした措置が実際に行われたかは不明だが、いずれにせよこれらの言述からは、一九一〇年代半ばには少なからぬ警察・司法関係者がその犯罪誘発性を自明視し、それを強調する報道がさなる模倣犯を生むという幾重にも波及する効果を帯びた記号としての「ジゴマ」を危険視していたことを確認できるだろう<sup>17</sup>。

以上検討したように、「ジゴマ」という言葉は、逆説的にもその上映禁止以後にメディア上で多く用いられていったといえるが、そこで付与された犯罪の誘因としての認識は、警察・司法関係者やメディアだけではなく、それを享受する読者や自らの犯行動機として語る犯罪者にも共有されることで、双方向的に蓄積され定着していったといえる。次節では、こうした言説の伝播・定着の過程を、不良少年に

関わる言説を中心に検討したい。

### 三、不良少年言説における『ジゴマ』を中心とした映画の位相

作田啓一郎は、一九一〇―二〇年代の不良少年に関する研究書に「活動写真」が立項された事例が多いことから、当時の研究者の間で映画を不良少年化の主要因とみなすことが「通説」となっていたことを指摘している<sup>18</sup>。そこで中心的な非難の対象となったのは『ジゴマ』であるが、それを含めた映画に対する批判で特に重視されたのは、弁士の説明も含めた内容の煽情性、映画という新興メディアが有する刺激性、「悪場所」としての映画館という環境の劣悪性<sup>19</sup>、の三点であったといえる。これらはすでに先述の『東京朝日新聞』の論説でも指摘されていた論点であったが、その前後の時期には不良少年に関わる多様な言説でも繰り返し議論されていたのである。

こうした傾向を端的に示す言説として、日本学童会編著『悪童研究』（南北社、一九一六・一二）が挙げられるが、ここでは映画が少年に及ぼす悪影響について以下のように述べられている。

活動写真の弊害はここに贅言するまでもなく、怖る可き害毒を流布することは既に定評あることであるが、少年犯罪者や未だ犯罪に至らぬまでも所謂不良少年と称せらるゝ者の多くは、大概其影響を活動写真に受けて居るといふても、強ち過言でないのである、先ず肉感的耽溺的映画が、春情発動期にある少年の血潮を湧かしめ、又暴漢兇賊の如き戦慄すべき恐怖すべき写真によりて、少年の軟かき好奇心を挑発せしめ、癡悪性を萌芽せしめて種々な悪事を働く方法を示して居るのである。

ここには、映画が不良少年化を促すことがすでに「定評ある」説となつていたことが強調され、その因果関係が述べられている。この「暴漢兇賊の如き戦慄すべき恐怖すべき写真」の筆頭として言及されるのが「ジゴマ」であるが、そこではたとえ物語が「勸善懲惡の意味に仕組まれたものでも児童はその結果よりも、その間々の悪行を早くも見覚える」として、その「身体の運動を欠き脳を疲労させる」強い刺激を伴い「猥褻残忍等の悪風」を表象する映画のイメージそれ自体が批判の俎上にあげられる。それに加え、鳴物や看板等の喧噪を伴う「興行の仕方」や「不良の少年

青年の集合場」である映画館という場そのものも少年の「悪童」化を促す要因として批判されるのである。

また、医学者・教育学者の三田谷啓『児童と教育』（児童書院、一九一七・三）では、映画の害を視神経への刺激や館内の空気の悪さ等の「身体的方面」と、性に対する興味や犯罪の模倣を喚起する暗示性等の「精神的方面」に分類した上で、後者について以下のように述べている。

先頃我国にて「ジゴマ」を映画したる為め児童は盜賊、巡查、探偵などのまねをした、甚だしきは児童が他の小児を殺した、又汽車盜賊、乗逃等もやつた、實際斯かる有様では活動写真は罪惡教習所の様である。ここで不良少年が養成されたとして不思議はない。／＼しかしながらあらゆる犯罪や風俗紊亂を悉く活動写真の罪に帰することは勿論出来ぬ「……」併し少くとも「フィルム」を見たのが動機（誘因）となつて遂にある一定のことを仕出かすに至るは疑ひなきところである。

ここには、映画と犯罪の関係を刺激とそれに対する反応のようにとらえ、それを無抵抗に実践してしまふ存在としての子供に対する認識が示されるとともに、前述したよう



な「ジゴマごっこ」と現実の犯罪とを連続的に捉えようとする認識がみられるだろう。こうした観点は、例えば中村古峽監修の『少年不良化の経路と教育』（日本精神医学会、一九二一・六）にも踏襲されており、そこでも館内の環境や映像の刺激による「肉体的の影響」が映画の内容を模倣する「精神的の影響」を引き起こすという因果関係が指摘される。このような言説の背景には、長谷正人が指摘するような理性で制御しえない潜在意識に働きかける暗示作用を有したものととして映画を過剰に恐れる「映画恐怖症」が胚胎していたといえるだろう<sup>20</sup>。

こうした『ジゴマ』などの犯罪映画の模倣を不良少年化の主要因とみなす認識は、例えば社会事業家・三好豊太郎の「ジゴマを見た結果、非常に悪辣な犯罪をまねるやうになつたものや、或は松之助の劇に夢中になつて悪い遊びを覚えるやうなことは、随分普通のことである」（『不良少年と活動写真』、『婦人之友』、一九二四・九）といった言述や、元警視庁不良少年係主任・飯島三女の「活動写真観覧、芝居見物等が、模倣性、冒険性に富む年少子女に、その教育上如何に多大の弊害を及ぼしつゝあるかは呶々するまでもない」（『感化教育 不良少年の研究』、松華堂書店、一九三一・二）といった言述に示されるように、一九一〇―二

〇年代を通じて少年犯罪の取締や予防に関わる警察・司法関係者や教育関係者などに共有された見解となっていたといえる。

それでは、こうした言説パターンが定着していった一九一〇年代半ばの犯罪報道では、不良少年と『ジゴマ』はいかに結び付けられ、またそこにはどのような特徴がみられるのだろうか。

① 『大阪毎日新聞』「夕」一九一五・一二・一一（見）岡山で金持ちを脅すジゴマ団

（本）兩名は、東京児島学塾（小石川）に遊学中懇意となり、その後帰郷してジゴマ小説など耽読して右の悪事を思ひ立ち「……」

② 『大阪毎日新聞』「夕」一九一五・一二・一三

（見）ジゴマの本尊は優等生／岡山中學一学年級長テローといふ奇な名前

（本）同人は強情にして容易に自白せず爆発の火薬は燐寸を以て製造せりと云ひ脅迫の目的は金を取る為にて学校への往復途中ジゴマ小説其他の盜賊小説を読み遂に悪事を思ひ立ちたりと云へる

③ 『京都日出新聞』「朝」一九一六・一・一九

(見) 青鬼ジゴマ団長／年は十六頗るの美少年

(本) 「……」大の活動写真好きにて毎日の如く活動見物に浮身を窶したる拳句斯くの如くジゴマ式の仕事かして見たくならず遂に斯くは不心得の所業に及びたるものと判明せる

④ 『東京朝日新聞』「朝」一九一六・六・二六

(見) 活動写真の罪／少佐や官吏の子弟／ジゴマ式で窃盗す

(本) 「……」何れも相当の良家の子弟にて予備少佐若くは某官庁の官吏などを父とせる者なるが活動写真が非常に好きにてジゴマ式を実地に行て見んと何れも親の目を盗み「……」

⑤ 『読売新聞』「朝」一九一七・一一・三〇

(見) 少年ジゴマ／笑の面組／共謀せる十七人／大掛りの掻浚ひ

(本) 「……」右十六名は本年八月中赤坂溜池の活動写真常設館葬館にて活劇「笑の面」と云へるを見物後団体を作り「笑の面組」又は「少年ジゴマ」団と名付け前記三橋一郎▽団長となりて各自に笑の面組中の悪漢の名を冠せしめ帳簿を設けて「……」

引用記事にみられる同時期の『ジゴマ』犯罪の特徴として指摘できるのは、犯罪の発生場所が東京・大阪等の大都市だけでなく地方都市にも拡がっている点、そしてその犯行主体が集団化し大規模なものとなっている点である。この前者については、例えば「岡山、高松始め各地にジゴマ団出現して不逞の所為を働き、各地方に伝染、流行の兆しある」(『大阪毎日新聞』「夕」一九一五・一二・二〇)として警戒を強化していた各地の警察の動向からも確認できるが、これは先述した『ジゴマ』映画の地方巡業や小説版の普及による地域差・時間差と連動していたと考えられるだろう。さらに、この時期には犯罪の種類・手法も前節で挙げた記事や④⑤にみられる強窃盗だけでなく、①②③のような資産家への脅迫が増加していることが指摘できる。このうち①②はどちらも岡山で起こった別の事件、③は京都で起きた事件の報道であるが、これらの点からも『ジゴマ』に感化されたとする不良少年の脅迫事件の全国への拡大を見て取ることができる。

このなかでも②は岡山中学のエリート学生が引き起こしたことから話題となり、「チゴマ学生を／出せる岡山中学／光岡校長進退伺を提出す」(『大阪毎日新聞』「朝」一九一五・一二・一三)と校長の進退問題にまで波及した事件で

あつたが、これに非常に類似した事件が菊池寛の『若杉裁判長』（『新時代』、一九一八・六）で題材とされている<sup>21</sup>。物語では被疑者に寛大な判決を下す「人道的な人格」で知られた裁判官が強盗未遂の被害者となつたことから犯罪に対する態度を改めていく経過が描かれるが、その転換点となる判決を下すのが以下で述べられる「中学生のチゴマ事件」であつた。

誰でも、一度か二度かは、地方の新聞紙で見た事があ  
ると思ひますが、関西地方には、屢々起る、あの『中  
学生のチゴマ』と云ふ事件です。之は活動写真の悪影  
響の一つだと云つて、世の識者達が、活動写真を非難  
する、材料の一つとして居るやうですが、丁度△△市  
にも、『中学生のチゴマ事件』が起つて市民の眼を聳  
てしめました。而も、その犯人が、規律の厳肅で評判  
のよい、県立中学の生徒で、而も級長をして居る優等  
生で、その上色白の美少年であつたと云ふのですから、  
世人を驚かしたのも無理はありません。

ここで注目されるのは、「富豪」に爆破予告をして金銭を  
要求するという脅迫の手法が「誰でも」「地方の新聞紙で見

た事がある」「紋切型」のものとして叙述されている点であ  
ろう。こうした犯行は前節で挙げた「少年犯罪伝播の実例」  
にもあつたように各地で頻発していたが、『若杉裁判長』が  
発表された一九一八年時点ではそれが「活動写真の悪影響」  
による不良少年犯罪の典型として「チゴマ事件」と総称さ  
れるまでに一般化していたのである。

このことは、例えば警察講習所教授であつた南波全三郎  
の『最新犯罪捜査法 続編』（松華堂、一九二二・四）の「恐  
喝罪」の章に、同様の脅迫の口手を「ジゴマ」的恐喝」と  
総称した項目が含まれていたことにも確認できる。なお、  
同書は実際の警察官向けのテキストであつたと同時に一般  
読者に向けた犯罪予防の実用書でもあり、さらには後年に  
江戸川乱歩の『陰獣』（『新青年』、一九二八・八一〇）で  
も言及されるように、探偵作家を含めた犯罪趣味を持つ読  
者には娯楽的な読物としても受容された<sup>22</sup>。このことから  
も、「ジゴマ」という言葉が主に不良少年と関連付けられた  
犯罪手法を指す用語として警察内部から一般読者に至るま  
での複層的な読者に浸透していたことがうかがえよう。

これまで検討したように、『ジゴマ』と不良少年を結び付  
ける言説は、その物語内容や表現だけでなく、映画という  
新興メディアの特性や映画館という環境に向けられた批判

が多くを占めていた。それゆえに、映画の上映禁止前後に多く刊行されたジゴマ小説群はそれほど批判されず、特に規制されることもなかったのである。しかし、時代が下るにつれ、先に挙げた脅迫事件の記事で「ジゴマ小説」「盗賊小説」に言及していたように、小説は映画と同様に批判の対象として扱われるようになっていく。次節では、これらの小説群の諸特徴を確認した上で、批判の対象が拡大される言説の変遷を跡付けたい。

#### 四 『ジゴマ』 批判言説の探偵小説ジャンルへの 転化

先述のように、『ジゴマ』上映禁止前後の時期には、「ジゴマ」と銘打たれた小説が数多く刊行され読書界を席巻していた。永嶺重敏の調査によれば、その先鞭を付けた三原天風『探偵奇談ジゴマ』が刊行された一九一二年七月以降の約半年ほどの間に複数の著者・出版社から二三点もの類似した書籍が刊行されていたことを確認できるという<sup>23</sup>。この「ジゴマ」を冠した小説群の内容は映画のノベライズだけでなく、例えば田口桜村『神出鬼没 終篇ジゴマ』（磯部甲陽堂、一九一・八）のように服毒自殺したはずのジ

ゴマが復活し最終的に処刑されるまでを描く「サージー氏を父とし、桜村氏を母とした」(「序」)二次創作的なテクストや、あるいは高利貸しの悪計のため零落しフランスの阿片窟の娼婦となった華族令嬢がジゴマ団の残党に引き取られ、日本へ戻り義賊となる物語が描かれた筑峰『探偵奇談女ジゴマ』(春江堂、一九一・八)のような原作の存在しない純然たる創作テクストまで、きわめて多彩な展開がみられた。これらの多くは「ジゴマブームに便乗した赤本出版社が活動写真業界の關係者に声をかけて」急造されたものだったようだが、興味深いのはそれが一九一二年七月末の明治天皇崩御による演劇興行自粛の間隙を縫うように刊行され、書店や貸本屋を通じて映画が上映されていない地域にまで流通していったことであろう。先述のように『ジゴマ』流行の全国化にはこの活字メディアが果たした役割が大きかったのであり、それは同作と現実の犯罪を結び付ける「紋切型」の言説の定着についても同様だったと推察できる。

それでは、このジゴマ小説とは具体的にどのようなものであったのだろうか。以下では、桑野桃華『探偵小説ジゴマ』(有倫堂、一九一・七)を例にその諸特徴について検討してみたい。なお、同作には「仏国サージー氏原作 日

本桑野桃華記」と記名があるものの、桑野自身がその執筆経緯について「福宝堂の諒解を求めて台本を借り受け、二、三度特別の映写をして貰つた上、せつせと書き出した」(『芸苑秘録 水のながれ』聯合演藝通信社、一九三四・六)と述べるように、原作小説の翻訳ではなく映画を忠実に活字化したノベライズであつた。そのため、同作はポーランとカーターそれぞれがジゴマと繰り広げるチェイスを軸とする前後篇に分かれ、最後に囚われの身となつたジゴマが服毒自殺を遂げるまでの顛末が描かれる映画の内容を踏襲したもゝとなつていた。それに加え、同書は、緑地に赤字で大きく乙と記され中央にジゴマ役の俳優アレクサンドル・アルキエールの顔写真を配した公開時の看板を表紙の装画に使用し、巻頭に多数の映画のタイトルを掲載したパラテキストの様態にもうかがえるように、『ジゴマ』の映画それ自体への接近を企図したテキストであつたといえる。

そして、こうした志向はその文体についても同様であつたと考えられる。以下に引用するのは、ポーランが聖マダラ寺院の地下にある乙組のアジトを突き止め単身で潜入する場面の描写である。

あゝ彼の数多く、置き並べられたる、昔への名高りし

人々の石像に霊現なきか。あゝ四壁に古美術の粹と残れる名画に魂ひなきか。天は此平和なる古聖殿裡に此罪悪の行わるるを黙するのか。／あらず、あらず、今ジゴマ及び其部下が床下へと消えし、入口の側に据えありし、一つの大理石像は此時徐ろに動き初めた、先ず右の手を上げ、首を廻らした、大理石にて刻まれた眼には炯々たる輝きを生じ、周囲を見たが静に立ち上つた、大理石像かと思つたのは実に大探偵ポーランであつた。

この引用箇所は、ジゴマと部下達が地下に消えた後に寺院内の石像が動き出し、それが変装したポーランであつたことが判明する場面の動的な様態を再現する叙述となつていたといえる。しかし、それ以上に注目されるのは、この場面上映時に伴つていたはずの弁士の声を容易に想起させる講談調により描写されていた点であろう。こうした文体的特徴は他のジゴマ小説にも多くみられるものであり、その中には実際に浅草金龍館の封切時の弁士であつた加藤貞利の後を受けて『ジゴマ』の担当弁士となつた小山敏男(松声)が著した『神出鬼没ジゴマ』(三芳屋書店、一九二二・九)もあつた。これらの点からすれば、ジゴマ小説群

とは、永嶺重敏が指摘する場面展開の早い「活劇調」を採用した「活字による活動写真の再現」という映像への志向を持つだけでなく<sup>24</sup>、そこに付された弁士の声を含めた当時の映画の在り様それ自体を再現する志向を有していたともいえるだろう。

また、こうした志向はその前口上にあたる「序」にもみられるのだが、そこには同時期の映画批判に対する興味深い内容が含まれてもいた。以下に引用するのは桑野による「序」の後半部分である。

世間ではこのジゴマを指して泥棒を奨励するものだと評してゐるものもありますが、それは大きな間違ひです。ジゴマ程の大賊でも天網は免るゝ事が出来ない。』遂に名探偵ニツクカーターの為に捕はれ其の罪を悔ひて自殺したのです。詰りこの「探偵小説ジゴマ」は悪人の如何なる手段を以てしても決して捕はれずには居ないといふ事を示したもので立派な教訓であります。私がこの著を公にするのも畢竟その考へからであります。(太字原文)

ここでは、作中の物語が犯罪を奨励するものではなく、

あくまでも勸善懲悪という「立派な教訓」を示すものであることが強調されている。こうした「序」の機能は、読者の物語の解釈を方向付けるとともに、同時期の「犯罪鼓吹物乃至罪人崇拜物」(『東京朝日新聞』「朝」一九二一・一〇・七)といった『ジゴマ』に付されたレットルを予め牽制することにも向けられていたといえるだろう。こうした序文における勸善懲悪の側面の強調は、例えば春夢樓主人『探偵奇談 ジゴマ藝者』(精華堂書店、一九二一・一〇)の「序」で「本書は、架空の物語と雖、必ず善が栄え、悪は滅すの教訓を世に与えなば、予が本書を著したる目的に適したるものなり」と記されるように、他のジゴマ小説群にも共通していた。先述のように、同時期に『ジゴマ』映画に対しては厳しい処分が下った一方で、その小説群が特に規制されなかったことの一因は、こうしたジゴマ小説の検閲主体に対する表面上の従順な姿勢に存していたとも考えられるのではないだろうか<sup>25</sup>。

また、この勸善懲悪の前景化は、映画版からの物語上の改変点にも看取される。ここでは、阿部・マーク・ノーネスが指摘するように<sup>26</sup>、ジゴマの右腕で愛人でもあったオランダが実はポーランの生き別れの娘であったという出自の設定が付加されており、また映画では裏切りの制裁として

馬に引きずり殺されるその最期が、自らの悪行を悔いて自死を遂げるように改変されている。さらには、ジゴマについても服毒自殺の直前に「如何なる悪人も、最後には天命は免れない、悪は決して永久ではないといふことを知らしてやつて下さい」と述べ、「本善の性」に立ち返る存在へと改変されているのである。こうした点にも官憲側に従順な解釈を施す弁士<sup>ニ</sup>語り手の在り様を見出すことができるだろう。このように、原作小説の映画化と映画のノベライズ化という二重の翻案を経たテキストは、一方で映画的であることを志向しながら、他方でそれとは差異化を図ろうとするという両義性を孕むものとなっていたのである。ここには、「ジゴマ」という記号が人々を魅惑する一方で、その悪影響が危険視されるという同時期の日本の『ジゴマ』をめぐる社会状況に即応した適応・翻案<sup>アダプテーション</sup>の在り様を見出すことができるだろう。

それではこの『探偵小説ジゴマ』を含めたジゴマ小説群は、当時いかに捉えられていたのであろうか。例えば映画の上映禁止直前の論説「犯罪小説の流行」（『東京朝日新聞』「朝」一九二二・一〇・一九）では、これらの「低級」な小説群の流行を憂慮しつつも、「感化とか影響とか云ふ問題の種にもならぬ程の愚書が多きを占め居れば活動写真ほど実

感的ならず挑発的ならず又煽動的ならず、その悪感化悪影響も活動写真の如くに深大ならざれども」と述べられており、映画に比してほとんど問題視されていなかったことがわかる。しかし、一九一〇年代半ば以降にはこの認識は変化し、犯罪報道では以下のようなジゴマ小説群に対する批判的な言及が増加していくことになるのである。

① 『新愛知』一九一五・一〇・二六<sup>27</sup>

（見）住職殺しは十六の難僧

（本）同人は平素好んでジゴマ或はパドラなど云ふ書籍を耽読して「自分も一度斯る事を遣つてみたい」など朋学に向ひ語り居たりと云ふ

② 『読売新聞』「朝」一九二二・五・二三

（本）何分彼等の行動が神出鬼没で未だ全部がつかまらぬ、現に彼等一味については、刑事連が『自分達は丁度探偵小説「ジゴマ」の中にあるポーリン探偵の様なものだ』と云つてゐる通り「……」

③ 『読売新聞』「朝」一九二七・一一・一四

（見）泥棒小説を読み／退校してスリに／四高の文科二年生が／銀座裏煉瓦の地蔵で逮捕

（本）通学中ルパンやチゴマの泥棒小説を耽読して学業

が嫌になり昨年退学して上京「……」

④『東京朝日新聞』「夕」一九二九・一・一五

(見) ルパンを気取る／巢鴨の強盗／探偵小説を落して  
逃走／直ぐ池袋署に捕わる

ここには、②のようにすでに捜査関係者にも『ジゴマ』が映画ではなく小説として認識されるようになっていたことを確認できると同時に、①③④に例示されるように、以前はほぼ問題視されていなかったジゴマ関連の「泥棒小説」「探偵小説」が犯罪誘発要因とみなされるようになっていたことが看取されるだろう。なお、ここでは「ルパン」が「ジゴマ」と同等に用いられていることも目を惹くが、これはその後も「銀座の怪盗ルパン」(『報知新聞』「朝」一九三三・三・一八)、「探偵本から悪の道へ／少年ルパン捕わる」(『国民新聞』「夕」一九三二・五・一一)などのように主に小説を対象として頻繁に言及され定着していったことを確認できる。このように一九一〇年代の半ば以降に『ジゴマ』を媒介として映画とともに小説の有害性も見出されていったことは、例えば論説「活動写真と犯罪小説／ヂゴマ青年をつくる原因」(『大阪毎日新聞』「朝」一九一五・一二・一五)の中で、それらが「青年少年に悪感化を及ぼす二大公

敵」として並置されたことにも示されるだろう。

また、この批判対象の拡大は、前節で検討した不良少年関連言説にも確認できる。そのかなり早い例である西川光二郎『続悪人研究』(落陽堂、一九一三・三)では、青少年がジゴマ小説を読み「破格的行為の英雄」を崇拜することを「ジゴマ教」と称して批判しているが、その後も例えば弁護士の大澤真吉による『少年犯罪論』(法律新聞社、一九二二・一)では、少年の「墮落の媒介」となる「俗悪文学」の悪影響について以下のように述べている。

俗悪なる書籍が少年青年の頭脳を刺激し、其の審美心を破壊し、道義心を荒廃し、性的劣情を誘起し、品性を劣悪ならしめ、終に犯罪に陥らしむるの事實は顕著なり。冒険小説探偵譚の如き、恋愛其他ジゴマ本、若しくは科学の仮面を被りたる性に関する出版物の如き、少年の思想に悪影響を及ぼすこと甚大なるものあり、然るに我国の現状を見るに、其の取締は頗る疎漫なり

このように、一九二〇年前後には映画だけでなく「ジゴマ本」を含めた小説群や性科学書などの活字メディアの有害性が頻繁に論じられるようになっていく。さらにその後



には先にも言及した飯島三安『感化教育 不良少年の研究』に「よく小説を読み耽つて軟派不良少年になつたり、冒險的な読物や探偵小説を読んで犯罪に興味を持つたり、思想的なものを読んで善良でない思想にかぶれたといふやうな事例は少なくないのである」と述べられるように、犯罪を描く小説群が思想書と並べられるほどに危険視されてもいたことがわかる。こうした小説を含めた犯罪を描くフィクションが現実の犯罪の誘因になるといふ論理は、河野通雄『不良少年の実際』（育成館、一九二八・四）に「醜悪な文学と俗悪なフェルムとが、少年の犯罪を成育せしめ、助長せしめる上に大なる偉力を示してゐることは、種々論じられてゐるところであるが、これは苟も児童保護を論ずる人々の定論であり、深く恨事とするところである」と述べられるように、一九二〇年代を通じて「定論」とされるまでになつてゐたことが確認できる。

こうした言説からは、当初は映画メディアの特性や映画館の環境と結び付けられる形で論じられていた『ジゴマ』の「悪感化」が、次第に犯罪を描く内容それ自体の有害性へと矮小化され、小説ジャンルに対する批判へと転化されていった回路をみてとることができるだろう。

## 五. 結論

本稿では、これまで『ジゴマ』を現実の犯罪の誘因とみなす批判言説のパターンが、犯罪報道や不良少年研究などの言説において繰り返し反復され定着していく過程を検討し、それらが当初の映画という新興メディアや映画館という劣悪な環境に対する危機意識と結び付いたものから、そこに描かれる物語の内容そのものへと矮小化され、やがて活字メディアに対する批判として転用されていくという、犯罪が描かれたフィクション・ジャンルをめぐる言説の回路を跡付けてきた。

なお、その後の一九二〇年代以降の犯罪言説では、『ジゴマ』という固有の作品名が言及される機会は次第に減少し、その位置を「探偵小説」というジャンル記号が占めるようになっていく。このような推移から、『ジゴマ』をめぐって出来した犯罪を描くフィクションに対する批判が、一九二〇年代半ば以降の探偵小説ジャンルの社会的価値をめぐる言説の素地となつていたといえるだろう。

【注】

- 1 藤井茂夫は、当時の広告などで『ジゴマ』が他の映画の添え物として扱われていたことを指摘している（藤井茂夫「ジゴマ現象とジゴマ冤罪説」〔権田保之助研究〕、一九八四・九、六三―六四頁）。
- 2 永嶺重敏「怪盗ジゴマと活動写真の時代」、新潮社（新潮新書）、二〇〇六・六、第一章。
- 3 なお、永嶺重敏はこれらの点からこのブームが日本初のメディア・ミックスだったと指摘しているが（永嶺前掲書、八頁）、江藤茂博はそこに「意図的な商業戦略」はなく、あくまで「自然発生的」なものであった点にも注意を促している（江藤茂博「メディアミクス文化史のなかの江戸川乱歩と横溝正史」〔大衆文化〕、二〇一〇・四）、二二頁）。
- 4 蔵本博史「探偵小説の成立へ」〔成城国文学〕、二〇〇三・五、四七頁。
- 5 永井良和『探偵の社会史① 尾行者たちの街角』世織書房、二〇〇〇・五、一四七頁。
- 6 例えば、松村喜雄は「映画「ジゴマ」には、随所に乱歩が書いた長篇の明智もの、子供向けの怪人二十面相ものと同じ趣向、トリックが散見されて興味深い。涙香の翻案とジゴマは日本人のエンターテイメントの原点なのだろう」と述べている（『怪盗対名探偵フランス・ミステリーの秘密』、双葉社（双葉文庫）、二〇〇〇年二月、三〇三―三〇四頁）。
- 7 セシル・サカイ「朝比奈弘治訳」『日本の大衆文学』平凡社、一九九七・二、一四九頁。
- 8 こうした一九二〇年代以降の探偵小説の大衆化とともに高まる有書論については、拙稿「一九三〇年前後の犯罪報道における探偵小説ジャンルの位相 犯罪ジャーナリズムにおける「江戸川乱歩」と「浜尾四郎」の表象をめぐって」〔日本文学〕、二〇一六・三、を参照。
- 9 アーロン・ジェロー「ジゴマと映画の『発見』 日本映画言説史序説」〔映像学〕、一九九七・五。
- 10 ジョルジュ・サドゥール「丸尾定・村山匡一郎・小松弘訳」『世界映画全史6 無声映画芸術への道 フランス映画の行方』〔2〕1909―1914 国書刊行会、一九九五・九、二四一頁。
- 11 なお、堀は他にも『羽ばたき』〔週刊朝日〕、一九三〇・六・二一）で「ジゴマごっこ」を題材としており、また『ネクタイ難』〔新青年〕、一九三〇・三）ではニック・カーターが言及されている。
- 12 島村輝「仮想の浅草 大衆文化と堀辰雄」〔国文学 解釈と鑑賞別冊 堀辰雄とモダニズム〕、二〇〇四・二）、四五頁。なお、島村は幸徳秋水が「悪漢」としてフレームアップされた大逆事件以後、大杉栄らアナキストが自らの運動を「ジゴマごっこ」になぞらえたことに注目し、そこに悪漢をヒーローへと転換しようとした意図を説き取っている。
- 13 なお、同時期に『東京日日新聞』に掲載された「ジゴマの運命上・下」〔朝〕一九二一・一〇・二二、一四）では「和製ジゴマ」の出現が模倣犯罪の増加を促したと主張している。ただし、その記事の隣には映画「新ジゴマ」の広告も掲載されているため、そこに

はある種の宣伝効果を期待する意図も読み取れる。

- 14 柴田希「(視る)ことの可能性 「小僧の夢」における活動写真とメスマリズムの有機的な関係」(『リテラシー史研究』、二〇一一・一)、一九頁。
- 15 藤井前掲論文、七四頁。
- 16 永嶺前掲書、一三八頁。
- 17 なお、こうした側面は、例えば『現代語辞典』(生田長江校閲、素人社、一九二三・一二)に「ジゴマ式」、「ジゴマる」の語が採録されたように、「ジゴマ」という固有名的一般化にも例示されるだろう。
- 18 作田啓一郎『近代日本の少年非行史 「不良少年」観に関する歴史社会学的研究』、学文社、二〇一八・二、二三一―二三二頁。
- 19 例えば加藤亜希子は、同時期の映画批判が、館内の「暗さ」が男女間交遊や「不良少年少女」との接触を促すという明治三〇年代末からの「学生風紀問題」で指摘された論点を踏襲していたことを指摘している(明治後期における青少年の〈墮落〉 活動写真をめぐる言説をてがかりに)(『熊本大学社会文化研究』、二〇〇六・三)。
- 20 長谷正人「大正期日本における映画恐怖症 ジゴマ、夢遊病、ごっこ遊び」(『叢書 現代のメディアとジャーナリズム 第四卷 大衆文化とメディア』ミネルヴァ書房、二〇一〇・八)。
- 21 この『若杉裁判長』と実際の事件の関連性については、今泉康弘「時計じかけの檸檬 梶井基次郎と映画的理想力」(『法政大学大学院紀要』、二〇〇二・三)を参照。
- 22 永井前掲書、一八七―一八八頁。
- 23 永嶺前掲書、第三章。なお、本節のジゴマ小説群に関する基礎的事項の内容は同書の記述に基づいている。
- 24 永嶺前掲書、一〇九頁。
- 25 ただし、『ジゴマ小僧のいたずら日記』(成光館、一九二二・一一)が『いたずら小僧日記』(一九一四・九)と改題された事例もあるため、活字メディアでも「ジゴマ」という語の自主規制が行われていたとも考えられる(横田順彌「近代日本奇想小説史」大正・昭和篇)(『SFマガジン』、二〇一三・八、一五四頁)。
- 26 阿部・マーク・ノーネス「解説 『ジゴマ』の迂回路」(『最尖端民衆娯楽映画文献資料集1 探偵小説ジゴマ』ゆまに書房、二〇〇六・六、三五六―三五七頁)。
- 27 同記事については小林貞弘「ジゴマの衝撃とジゴマ的事件簿資料編」(『キネマロク』、二〇〇二・三)を参照。

(明治大学兼任講師)